

令和2年度廃プラスチックの輸出に係る
バーゼル法該非判断基準策定のための検討会（第1回）
議事録

1. 日時：令和2年6月10日（水）10:00-12:00

2. 場所：WEB会議

3. 出席者：

委員（◎座長）

犬飼 健太郎	一般社団法人資源プラ協会 代表理事
◎小島 道一	東アジア・ASEAN 経済研究センター シニア・エコノミスト（日本貿易振興会 アジア経済研究所 新領域研究センター 上席主任調査研究員）
佐々木 創	中央大学経済学部 教授
寺園 淳	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長
富田 斎	一般社団法人プラスチック循環利用協会 広報学習支援部長
永井 良一	公益社団法人全国産業資源循環連合会 会長
横山 利男	日本プラスチック工業連盟 総務・環境部長
吉田 綾	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター (循環型社会システム研究室) 主任研究員

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

事務局 株式会社エックス都市研究所

4. 議事次第

1. 開会

2. 設置要綱説明・座長選出

3. 議事

- (1) 廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準策定の背景及び目的等について
- (2) 廃プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況について
- (3) 廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準について

4. 閉会

5. 配布資料

資料0 「令和2年度廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準策定のための検討会」設置要綱

資料1 廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準策定の背景及び目的等について

- 資料 2－1 廃プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況について
- 資料 2－2 廃プラスチック輸出の事例（パナソニック ET ソリューションズ株式会社）
- 資料 2－3 廃プラスチック輸出の事例（（一社）東京都産業資源循環協会）
- 資料 3 廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準について
- 参考資料 1 バーゼル条約附属書改正文書（BC-14/12: Amendments to Annexes II, VIII and IX to the Basel Convention）（原文）
- 参考資料 2 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の附属書の改正に関する件（令和 2 年 2 月 4 日外務省告示第三十号）

6. 議事概要

1. 開会

開会にあたり、環境省廃棄物規制課長より挨拶。

2. 設置要綱説明・座長選出

事務局より資料 0 の説明。

互選により、東アジア・ASEAN 経済研究センター シニア・エコノミストの小島委員が座長に決定した。

3. 議事

（1）廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準策定の背景及び目的等について

環境省より資料 1 の説明。

（2）廃プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況について

事務局より資料 2－1、パナソニック ET ソリューションズ株式会社より資料 2－2、（一社）東京都産業資源循環協会より資料 2－3 の説明。

（3）廃プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準について

環境省より資料 3 の説明。

委員のコメントは以下のとおり

小島座長：以上の説明を踏まえ、御質問と御意見を伺いたい。資料 3 の 2. 該否判断基準に当たって勘案すべき点（案）と、3. 該否判断基準（案）を中心に御意見をいただきたい。

富田委員：資料3の14頁の枠内のバーゼル条約の附属書IXのB3011で、ハロゲン化されていない重合体からなる廃プラスチック（以下、「廃プラ」という。）の例示に含まれているポリエーテルは、具体的にはどのようなものを想定しているのか。

環境省：実際は用途としては限定的であると聞いている。手元に情報がないので後程フォローアップする。

富田委員：資料3の16頁に整理されている規制対象外となる<①ペレット状の廃プラスチックの例>について、異物が混入しているもの、ミスカットされたもの等、見た目や形状についても基準を設けた方がよいのではないか。これらの見た目の悪いものは水際でペレットと見なされない可能性がある。同20頁のペットボトルの記載について、ラベルにはポリスチレン(PS)、キャップにはポリエチレン(PE)等も使用されるところ、それらも例示するのがよい。

寺園委員：質問と意見がある。まず、該非判断基準案について、資料3の15頁及び20頁に掲げられている条件はバーゼル条約の附属書に準拠しているため、妥当であると思うが、この条件だけではペール状の廃プラが規制対象になると読めないのではないか。これは、運用面と条件のどちらで規制対象と判断されるのか。次に、同7頁の基準策定に当たって勘案すべき点について、本検討会の目的が輸出の適正化及び厳格化にあることは理解しているが、国内での廃プラの循環の推進の観点を加えられないか。過去に廃PETボトルの不適正な輸出の防止に関する通知が出された背景には、容器包装リサイクル法の制度がありながら、良質なPETが輸出されるという望ましくない状況があった。昨今は事例紹介があったように中国の再生利用義務や欧州でも家電、自動車等での廃プラの利用促進など世界的に取組みが本格化する中で、PETやそれ以外の廃プラについても、国内でも廃プラの利用が促進されるべきと考えている。今後、良質の再生プラの取り合いとなる可能性もあるところ、可能な限り日本国内での循環の観点を入れるべきである。同様の観点から、資料2-3で示された中間処理業者からみたポイントについて、例えば臭気や見た目のように資料3の基準案とかぶっていない部分がある。中間処理業者として、それらは扱いにくいという説明があったが、価格が安くなるから扱いにくいのか、リサイクルに向きだから扱いにくいかというの、国内循環を促進する際に重要になると思われる。また、輸出の現状をよく理解する必要がある。中国への輸出量は減少しているが、PETはペレットだけでなくフレークも輸出されている可能性があるとも聞いており、注視する必要がある。また、現在検討している基準の運用には、各国の輸入規制についてもより理解し、可能な限り整合を取りるべきである。最後に、ペレットは再生加工した時に廃プラでなくなったもの=卒業したという考え方になり、今回のガイドラインでも、ペレットは規制対象外ということで良いと考える。ただ、今回の基準の検討の本筋ではないが、国内循環の促進の観点からは、ペレットが何から作られているのか、由来の紐づけと、廃棄物由来の再生ペレットを使用することの効果（再生ペレットが既に卒業したものであるとするならば、再生ペレットを使用す

ることは再生利用に含めるとみなしてよいか) をどのように考えておくのかは整理する必要があるのではないか。

横山委員：3点確認がある。1点目、資料3の15頁にある単一樹脂の条件について、PEに若干のポリプロピレン(PP)が混ざる場合やその逆の場合もある。若干物性は落ちるが、リサイクルは可能であり、「単一」の意味が(異物なしで純度)100%となるとリサイクルを阻害することにもなる。また、例えばペレットに10%の他樹脂が混入しても目視では判断できない。水際対策の観点からも「単一」をどのように考えているのか。2点目、「フレーク状又はフラフ状かつ無色透明又は単一色」の条件について、例えば海外含めてよくリサイクルされている白色のPEのボトルは、破碎すると透明ではなく、白色のフレーク状になる。こうした事例も考慮いただきたい。最後に、資料3の20頁にあるペットボトルを想定した条件について、キャップやラベルは無色透明でなく若干混ざると色のついたフレークになる。無色透明が条件になると、ラベルやキャップが混ざってはいけないということになると思うが、その点はどのように考えるのか。透明なペットボトルは日本独自の業界基準である。PETの原料を欲する海外では必ずしも透明に拘らずリサイクルされている。こうした状況から日本から輸出する場合は色についていても良いという考え方もあると思う。

佐々木委員：策定した基準の運用について二点確認したい。まず、相手国の事前同意があつても、基準より緩い場合は、輸出できないという判断になるのか。次に、運用の部分で柔軟性を確保できるのかどうか検討した方がよい。想定される輸出先の東南アジアでは規制を課しているが、コロナ渦でリサイクル材の需要が落ちている一方、食品系の廃プラが増えている。現在、相手国が受け入れる基準を作ると、厳しめになると考えられる。経済性をどのように考えることは論点になる。将来的に厳しすぎたと判断される場合に、基準の見直しがあり得るのか。また、関連情報として、タイでは、既存の輸入規制の見直しを進める動きもある。既存の洗浄済2センチ以下に破碎、例えばフレーク、フラフ状にとする基準への上乗せを検討しており、近々パブリックコメントのためのドラフトが公表されると聞いている。想定される輸出先の情報は常時把握していく必要がある。

犬飼委員：実務面から、フレークのミックスカラーに関する条件に関しては懸念がある。例えば、コンテナやプラ製のパレットを粉碎して専門の業者がリサイクル原料として国内外に供給する場合があるが、色は混在するが問題なくリサイクルされている。やはり、プレコンシューマーやポストコンシューマーも意識して施策を考える必要があるのでないか。

永井委員：廃棄物業界では、廃棄物を資源と捉えて仕事をしている。様々な発生源からの廃棄物を中間処理施設で分別して、マテリアルやサーマルのリサイクルをしている。そうした中でこの該非判断基準が適用されると、大変厳しい状況になると認識している。選別した廃プラがマテリアルリサイクルのために輸出できない状況になり得るような説

明であった。シップバックの未然対応も必要であるが、廃棄物を資源として輸出できる措置も考えていただきたい。また、輸出料金を下げるためベール化している。現行のベール品を輸出不可とする案では輸出自体が成り立たなくなる懸念がある。

環境省：質問について回答する。寺園委員のベール品についてのご質問であるが、該非判断基準は条約の解釈を落とし込んだものであるが、ベール品については条約の解釈ではなく、運用面から規制対象とするべきと考えているが、今後も御意見をいただきたい。横山委員より、単一樹脂の条件について、複数の樹脂が混ざる現状があることを御指摘いただいた。これについても条約の文言では、「主として」単一の樹脂から成るものとの規定があり、「主として」の解釈が論点になってくるが、条約の交渉の場において、単一にしなければ環境上適正なリサイクルは困難であるとの議論に基づき文言が入っていることを踏まえると、基本的には単一とするのが原則ではないかと現段階では考えている。次の PE ボトルを破碎した場合に白色のフレークが出てくるという点について、白色という单一色であれば基準は満たすと考えている。最後に、ペットボトルの基準について、キャップやラベルが無色透明ではないことは御指摘の通りである。佐々木委員の御質問について、バーゼル条約で附属書Ⅱ・Ⅷに記載されるものを輸出する場合、事前通告し、相手国からの同意があれば輸出ができる。先程、ペットボトルやベール品も様々な御意見があつたが、相手国より事前に同意が得られれば輸出可能である。また、基準の見直しもあり得る。基準に限らず、バーゼル条約の運用全般について、問題が発生した場合や状況が変わった場合には、適宜見直していくべきと考えている。

吉田委員：資料3の17頁にある製品製造工程から排出されるシート状またはロール状の廃プラについて、形状は見た目で分かるが、製造工程から出ているか、単一樹脂であるかは目視では判断できないと思うが、何らかの情報とセットで確認するのか。現在日本から輸出される廃プラについて、条約に抵触するかは事前相談で確認することになっているが、基準ができた後も、基本的にすべて事前相談を経て輸出することになるか。事前相談との関係性を伺いたい。

環境省：事前相談との関係性について、これまでと同様に事前相談を受けて、規制対象の該非をお示しするという運用を続けていく。その際に、形状や単一樹脂かどうかの情報を提供いただくことになる。

小島座長：寺園委員からの発言に関連した意見になるが、国内での利用率を高めるという観点について、日本企業でも海外で生産し、国内で製品を売っているケースがある。リサイクル材の割合を検討する際に、海外から良質なリサイクル原料を調達して製品を作っている場合は考慮する必要がある。また、資料2-2でもご説明にあつたとおり、日本から輸出された廃プラが自動車部品となっているという紹介があつたが、こうした状況も含めて考慮する必要がある。

吉田委員：事務局の資料（資料3の11頁および資料2の17-18頁）を見ると、中国以外の国では現状、ペレット加工や色についての規定等はないようである。ベール状は汚れて

いるものが多いという前提はあるが、輸入国側も形状等を特段要求していない現状を踏まえると、汚れが付着していないものや、適切に選別・梱包されているものは、規制対象外としても良いのではないか。資料2－3では、軟質フィルムについて、破碎して選別したフラフ状が好ましいとの記載もあるが、現場ではそうではない方が使いやすいという話もある。フレーク状やフラフ状ならよいが、ベール状は不可とするといった形状だけによる評価ではなく、品質やその後の用途も考えて評価した方が良いのではないか。また、使う側も色を要求していない場合もある。その点は考慮するのがよいと思う。

事務局：例えばマレーシアでは、ベール状やフラフ状についても、一律に規制しているものではない。しかし、全ての輸出先で適正にリサイクルされるということは必ずしも担保されないので、規制対象外を判断すると考えた場合、ベール状はごみの混入や汚れの付着の可能性が高く、現段階の案では規制対象として整理していると理解している。

4. 閉会

事務局：本日予定した議事は以上である。有意義かつ活発な議論を賜り感謝申し上げる。次回の検討会は日程を調整した上で改めて連絡する。本日議事録は委員への確認後、環境省のウェブサイトに掲載する。以上で第一回の検討会を終了する。